

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を規制する省令案及び鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の一部改正案に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を規制する省令案及び鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の一部改正案に対する意見の募集（パブリックコメント）を、平成29年7月4日（火）から同年8月3日（木）まで実施した。

意見提出のあった個人・団体の数は21であり、のべ意見数は40件であった。

パブリックコメントの概要、提出された意見の概要とそれに対する考え方は、以下のとおり。

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

記者発表、関係資料を環境省ホームページ及びe-Gov(電子政府の総合窓口)に掲載

(2) 意見提出期間

平成29年7月4日（火）～平成29年8月3日（木）

(3) 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

2. 意見募集の実施結果

意見の提出者数：21

意見数：38

3. 意見の概要とそれに対する考え方

別表のとおり

NO	意見(集約)	回答
希少鳥獣指定解除に賛成する意見		
1	<p>希少鳥獣の指定解除、販売禁止鳥獣の追加、販売の許可に掛かる販売目的の追加に賛成。 生息状況から現行制度上は指定解除が妥当。捕獲圧が高い種であるため、指定解除後の保護策を万全に期する必要がある。</p>	<p>ご意見として承ります。今回の基本指針改定において管理目的の捕獲に関する許可の考え方を示す他、販売禁止鳥獣の指定、特定輸入鳥獣の指定といった規制を講ずることとしており、指定解除後の対応に努めてまいります。</p>
希少鳥獣解除に反対する意見		
【指定解除における推定生息数の根拠が十分でないことから指定解除に反対する】		
2	<p>推定個体数が2005年度と比較して2008年度に大きくなりすぎている。1824~2240から5010~8950羽に増加するということは生物学的観点から考えてもあり得ない。過大推定で保護から外すのはありえない。</p>	<p>オオタカ関係者へのアンケートや文献調査を踏まえ、全国の成熟個体数は2,000羽以上と推定されており、また全国的には大きな減少も認められないことから、オオタカは種の保存法の国内希少野生動物種の指定基準に該当しないと考えています。 オオタカが準絶滅危惧(NT)となったことから、鳥獣保護管理法の希少鳥獣の見直しを行い、オオタカについては、「猛禽類保護の進め方」において各種開発行為に対する保全措置の考え方がまとめられており、保護の手法を示していること。さらに、今回の基本指針改定において管理目的の捕獲に関する許可の考え方を示す他、販売禁止鳥獣の指定、特定輸入鳥獣の指定といった流通規制を行うことで、一定の保護担保措置を執ることから、オオタカの希少鳥獣の指定を解除するものです。</p>
3	<p>1984年の時点で300羽~480羽は少なすぎます。その後回復兆しが見え、たかだか2000羽以上のオオタカが観測されたからといって国内希少野生動物種の指定の解除するのは断固反対です。</p>	
4	<p>個体数が増えたため解除するということだが、根拠となるデータが不足している。2010年代のオオタカの営巣数、生息数が偏り、関東が多く関西が少ない理由等も調査していない。大幅に減少している状況ではないという推計をもって指定解除の根拠とするのは極めてデータ不足である。</p>	
5	<p>オオタカが増えている都の認識のようですが、一般の人にはタカ類の識別が難しく、きちんと識別できる人も少ない中で、全国的にオオタカが増加しているどのように証明できるのでしょうか。科学的なデータを公表してください。</p>	
6	<p>生息数が増加した理由が分からない。生息地の状況についても触れるべき。</p>	
7	<p>発表された生息数の信頼度に疑問がある。</p>	
8	<p>平成12年をピークに減少傾向にあるとする環境省の平成25年委託調査報告の結果が軽視されている。</p>	
9	<p>リニア新幹線の環境調査の結果を見るだけでも、環境省の判断「オオタカの生息状況は改善傾向」とは認められず、希少種の指定を続けるべきです。</p>	
10	<p>生息地としては健全ではない都市近郊で、生息数が回復されたかのように見えるだけで、オオタカの指定解除には反対します。</p>	
11	<p>個体数が増えたから解除するということが、調査方法、データは正しいのか。生息数を確定する調査をしないまま、オオタカの指定解除には反対します。</p>	
12	<p>食物連鎖の頂点の猛禽類オオタカの指定解除は数量云々ではなく、その食物連鎖の実態を十分観察調査した上で、行うべきである。</p>	

【種の保存法の基本指針に不適合であるため、指定解除に反対する。】		絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略に記載されている手順は、希少野生動植物種保存基本方針に記載されている基準に対象種が該当するかどうかを判断するために手順を明確化したものであり、法の趣旨に反しているものではありません。 オオタカ関係者へのアンケートや文献調査を踏まえ、全国の成熟個体数は少なくとも2,000羽以上と推定されており、また、全国的に大きな減少も認められないことなどから、オオタカは国内希少野生動植物種の指定基準には該当しないと考えています。
13	「種の保存法」に反した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略(H26.4)」に基づく指定解除は反対です。希少野生動植物種保存基本指針(H4)の4要件のうち3要件にオオタカは該当している。	
14	「絶滅のおそれのある野生動植物種の保全戦略(H26.4)」に基づく指定解除は違法。希少野生動植物種保存基本指針(H4)の4要件のうち3要件にオオタカは該当している。	
【指定解除により開発行為が進むことから指定解除に反対する。】		指定解除されてもオオタカは生態系の上位種であり、オオタカの保全措置について「猛禽類保護の進め方」にまとめていることから、引き続き、活用してもらうよう関係省庁や都道府県等に周知を図りたいと思います。
15	開発の歯止めになってきたオオタカの希少種指定解除により開発が進むことでしょう。数などのデータで指定解除は妥当と判断されているようですが、目的が開発優先であることを危惧しています。	
16	指定解除により、里山・周辺の開発に道を開くことになり、結果としてオオタカのみならず熊・鹿などの動植物の居住環境が破壊されて人間の住環境との棲み分けができなくなる。	
17	指定解除については、ゼネコンや開発業者などの利害関係者からの肯定意見の観点から不純なものもあるのではないかと。	
18	希少種を解除することによってより生息地の破壊を促進させてしまう。特に南アルプス地域で、オオタカの生息地が広く分布するが、リニア中央新幹線の工事が予定されており、今後も生息地の破壊が懸念される。	
19	オオタカが棲む地域の開発を進めれば、同じような環境に棲む他のタカ類や希少種にも悪影響が考えられます。今まで開発を免れていた環境が、開発の対象になる可能性が高くなります。	
20	森林資源の保全を最優先に国土強靱化を進めるべきである。持続的な開発の視点が全く欠落している。	
21	アンブレラ種といわれる動物の生息環境を守ること自体が、それ以外の絶滅の危機に瀕している生物種を守ることにつながるのではないのでしょうか。	
22	オオタカの生存を脅かす要因の排除が不十分である。大型開発に対しては環境アセスメントの中で、喜方正の評価種としてオオタカが取り上げられ、その生息環境を含めた保全がなされてきた。指定解除を行うのであれば納得のいくオオタカの生息環境を含んだ保全策を示すべきである。	
【「猛禽類保護の進め方」の適用運用根拠がなくなることから指定解除に反対する。】		指定解除されてもオオタカは生態系の上位種であり、オオタカの保全措置について「猛禽類保護の進め方」にまとめていることから、引き続き、活用してもらうよう関係省庁や都道府県等に周知を図りたいと思います。
23	希少鳥獣解除により、環境省の「猛禽類保護の進め方」と都道府県の同様な保護指針が引き続き適用運用の根拠がなくなることから、希少鳥獣指定解除に反対するとともに、オオタカ保護に関する根拠として、「希少種解除」をせずに、「猛禽類保護の進め方」と都道府県の同様な保護指針が引き続き摘要運用されることを明記する。	

【計画的な保護又は管理が必要であることから希少鳥獣指定解除に反対する。】		
24	オオタカは、「絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣を環境省令で定めるものとする。」と、書かれているように、オオタカは保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣」です。オオタカを希少鳥獣から削除しない。	オオタカについては、「猛禽類保護の進め方」に各種開発行為に対する保全措置等の考え方を取りまとめしており、保護のための手法を示しています。さらに、今回の基本指針改定において管理目的の捕獲に関する許可の考え方を示す他、販売禁止鳥獣の指定、特定輸入鳥獣の指定といった流通規制を行うことで、一定の保護担保措置が執られることからオオタカの希少鳥獣の指定を解除するものです。
25	今回仮にオオタカが希少種から解除されたとしても、「希少鳥獣には、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣、さらに、絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣を環境省令で定めるものとする。」という指針に基づき、国内希少種解除後しばらくの間は、計画的な保護又は管理が必要な期間として希少鳥獣からの解除をすべきでないと考える。	
【都道府県希少鳥獣解除に対する懸念】		
26	環境省が希少鳥獣を解除することで、都道府県希少鳥獣とのつながりがなくなるおそれがあることから、希少鳥獣指定解除に反対する。	都道府県希少鳥獣は、都道府県のレッドリストの見直しに合わせて対象種の指定・解除の見直しを行うものであり、鳥獣保護管理法の希少鳥獣の指定・解除の判断とは別に判断が行われるものです。地域により生息状況が悪化している場合には、必要に応じて、都道府県がその状況を把握し、対応を検討していくことになると考えます。都道府県版レッドリストの改定に当たっての配慮や各種事業実施に当たっての猛禽類保護の進め方の活用など、必要に応じて周知を図っていきたいと考えています。
【十分な合意形成が図られていないことから、指定解除に反対する。】		
27	昨年3回のオオタカの国内希少野生動植物の指定解除に関する意見交換会では、様々な議論の末、結局、指定解除をしようという意見はなかった。希少鳥獣は国が権限を持っており重要であり、この国民的移行に反するオオタカの指定解除には反対します。	これまで実施してきたパブリックコメントや意見交換会でいただいたご意見を踏まえ、指定解除後の対応の拡充に努めてきたところです。
28	3回の意見交換会で日本野鳥の会の報告「これまでのシンポジウムを通して」で、良識ある参加者が非常に強い危機感を持っているオオタカの指定解除には反対します。	
29	オオタカの指定解除に関する意見募集、意見交換会の意見を尊重するべきであり、オオタカの指定解除に反対する。	
【意見募集の結果について】		
30	オオタカの指定解除に関する意見募集結果について、少数と思われる賛成の比率を明らかにすべき。平成28年1月から3月に指定解除にかかる意見交換会(仙台、大阪、東京の3会場)、平成28年4月20日までのホームページ上で意見募集で提出総数178件としていますが、解除への意見8件が、賛成も反対も一括してまとめてあります(解除は当然、留意が必要、解除に反対、指定も要検討など)。これでは国民の意向が全く分からない。国民の総意に反するオオタカの指定解除に反対する。	意見募集は、よりよい施策を実施するために広くご意見をいただくことを目的としており、賛成の比率を示すことは適当ではないと考えております。なお、これまでいただいたご意見につきましては、指定解除後の対応等を検討する際に参考とさせていただきます。

施行規則に対する修正の提案		
【輸入規制鳥獣を亜種指定ではなく種指定が妥当】		
31	識別が必ずしも容易ではないことから、国外産別亜種を含めた種全体として輸入を規制する種に指定すべき。現に鳥獣保護法第26条に定める輸入規制が適用されるべき鳥獣は、施行規則において全て種レベルのと指定となっている。	鳥獣保護管理法第26条第1項、第2項にかかる規制は、国内における違法捕獲を防ぐため、国内産亜種と同亜種について輸入時に足環の装着を義務づけるものであることから、対象種を国内産亜種と同亜種としています。海外産別亜種と偽り、国内で違法捕獲を行い飼養された個体については、オオタカ識別マニュアルを活用し識別を行い、対処します。
基本指針に対する修正の提案		
【種の保存法第7条、第8条の規定の考えを鳥獣法基本指針に反映すべきとする意見】		
32	I 第四2(2)に対し「営巣地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、その保存に留意しなければならない。」「環境大臣又は行政当局は必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。」「そのために「猛禽類保護の進め方」(環境省)が参考になる。」を追加する。	鳥獣保護管理法は、種の保存法とは異なり、土地の所有者又は占有者等への義務の規定はありません。なお、「猛禽類保護の進め方」については、保全のためのガイドラインであり法的に位置づけるのは困難ですが、引き続き活用していただけるよう周知を図りたいと考えています。
【都道府県によるオオタカの調査について基本指針に記載すべき】		
33	生息状況は地域により異なることから、国内希少野生動植物種解除後のモニタリングに加え、都道府県によるきめ細やかな調査必要であることから、基本的な指針のⅢ 第七1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査に、オオタカの生息情報、繁殖成功率等の調査を行う旨追記する。	全国的な観点から希少鳥獣に指定されていない一般鳥獣についても、基本指針において、各都道府県のレッドリストに掲載される種については、許可基準の設定や鳥獣保護区の指定の際に、きめ細やかに配慮していく必要がある旨示しており、また、こうした配慮を示す各都道府県の鳥獣保護管理事業計画の作成に当たって行うべき、都道府県による調査に対しては、同じく基本指針において、鳥獣生息分布等調査に関し分布や繁殖の状況等を継続的に調査するよう、その方針をすでに示しているところです。
オオタカの保護施策に対する意見		
【環境アセスメント技術ガイド】		
34	環境アセスメントや各種工事においてオオタカに配慮する必要がなくなると判断する事業者が増える可能性がある。「猛禽類保護の進め方」や自治体の指針には、法的拘束力を持たない。「環境アセスメント技術ガイド」の中に生態系の上位種として選定する旨の記述を追加し、周知徹底を図るべき。	「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然とのふれあい」(2017年月、一般財団法人日本環境アセスメント協会)P88の「参考情報」欄に、猛禽類について「生態系の上位種に位置する種についてはその希少性にかかわらず、必要に応じて、生態系の上位種の注目種等として選定することに留意する」と記載されています。これも踏まえ、引き続き周知を図っていききたいと考えています。
35	指定解除するとしても最低限、「環境アセスメント 技術ガイド」の中に生態系の上位種として選定する旨の記述を追加し周知徹底をすることをすべきだ。	
【里山保全のための法整備の充実を優先させるべき】		
36	オオタカの指定解除よりも里山保全の法整備を充実させることを優先すべきである。	ご意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。 なお、本年6月に成立した種の保存法改正法により、里地里山など二次的自然に生息する種を想定し、販売・頒布等の目的での捕獲等及び譲渡し等のみを規制する「特定第二種国内希少野生動植物種」制度を創設しました。今後、既存の国内希少野生動植物種に加え、特定第二種国内希少野生動植物種の指定を推進し、二次的自然に生息する野生動植物種の保全をはかりたいと考えています。
【再評価・解除に関する意見】		
37	「モニタリング等により個体数の減少が確認された場合は、速やかに検討し、遅滞なく国内希少野生動植物種への再指定を行う」とされているが、再指定は「オオタカの棲む自然環境が破壊されている状況」で、復元することの困難さは計り知れないものになる。むしろ「元に戻らない」といっても過言ではない。	モニタリング等により個体数の減少が確認された場合は、鳥類の専門家による検討により、レッドリストカテゴリーの再評価を行います。その結果、専門家による種指定に関する検討会において速やかに国内希少野生動植物種への指定の必要性について検討を行います。

【密猟対策に関する意見】		
38	違法捕獲を取り締まるための、具体的な方策を述べるべき。 多くの野生動物の共通事項であるが、鳥獣の違法捕獲を監視し、摘発できる体制が、国・地方行政単位で確立されていない。	司法警察員の制度や鳥獣保護管理員の活動を進め、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、法の運用が適切に図られるよう、違法捕獲や違法飼養に係る取り締まりを実施していきます。